

竹原市民生都市建設委員会

令和 6 年 9 月 6 日開議

会議に付する事件

(付託案件)

- 1 議案第 5 1 号 広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 2 議案第 5 4 号 竹原市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 3 議案第 5 5 号 竹原市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案
- 4 議案第 5 6 号 竹原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
を改正する条例案
- 5 議案第 6 0 号 令和 6 年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 6 議案第 6 1 号 令和 6 年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

(その他)

- 1 令和 6 年所得税・住民税定額減税の調整給付について
- 2 児童手当・児童扶養手当制度の拡充について
- 3 閉会中の継続審査の申出について

(令和6年9月6日)

出席委員

氏 名	出 欠
下 垣 内 和 春	出 席
蕎 麦 田 俊 夫	出 席
宇 野 武 則	出 席
吉 田 基	出 席
高 重 洋 介	出 席
今 田 佳 男	出 席
村 上 ま ゆ 子	出 席

委員外議員出席者

氏 名
松 本 進
大 川 弘 雄
堀 越 賢 二

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議 会 事 務 局 長 笹 原 章 弘

議会事務局主任主事 置 名 拓 真

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	新 谷 昭 夫
市 民 福 祉 部 長	森 重 美 紀
市 民 課 長	大 森 宏 一
健康こども未来課長	住 田 昭 徳
地域支えあい推進課長	広 近 撰
都 市 整 備 課 長	広 近 隆 幸

午前9時57分 開会

委員長（下垣内和春君） 皆さん、おはようございます。

開会前に委員長から一言申し上げます。

発言に当たっては、挙手の上、委員長の許可を得た後、マイクを使用して発言していただきますようよろしくお願いいたします。

議事の進行ですが、議案ごとに詳細にわたる一問一答による質疑を行った後に委員間討議を行います。委員間討議の結果を踏まえ、質疑の再開あるいは終結を決定し、質疑が終結いたしましたら、個別討論、個別表決と考えております。

以上の進行方法により会議を進めてまいりますので、御了承のほど、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、令和6年第3回定例会の民生都市建設委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託を受けております案件は、付託議案等一覧表に記載のとおりであります。

副市長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

副市長。

副市長（新谷昭夫君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和6年第3回定例会へ提案させていただいております議案のうち、議案第51号外5議案につきまして説明をさせていただきますので、慎重な審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

本委員会に付託された諸議案について、執行部の説明を受けてまいります。

審査の都合上、審査の順序につきましては、付託議案等審査順序表の順に行ってまいりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） 異議なしと認め、そのように執り行います。

なお、執行部からの説明は、以後、座ったまま行っていただいて結構でございます。

それでは、議案第51号広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（大森宏一君） 市民課の大森でございます。本日はよろしくお願いいたします。

議案第51号広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について御説明いたします。

議案等補足説明資料に沿って御説明申し上げますので、1ページをお開きください。

本議案につきましては、令和5年6月9日に公布されました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部を改正する法律の施行により令和6年12月2日から現行の保険証が廃止され、マイナンバーカードを保険証として利用するマイナ保険証を基本とする仕組みに移行することとなります。

これに伴いまして、広域連合規約において被保険者証等の用語を使用している場合に規約改正が必要になりますので、地方自治法の規定により、本議案を提出するものでございます。

規約改正の内容につきましては、現行の被保険者証を廃止し、マイナ保険証等を現行の被保険者証の代わりとなる資格の確認書類とすることから、広島県後期高齢者医療広域連合規約別表第1中の被保険者証及び被保険者資格証明書を資格確認書等に改めるものであります。

規約改正の施行日は、令和6年12月2日となります。

議案第51号の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

今田委員。

委員（今田佳男君） 違っていたらまた指摘をしていただけたらいいのですが、マイナ保険証も全部変更になるのではないかと、だから今の保険証が使えなく、国保も一緒だと思うのですが、そういうことで特に高齢の方は不安を持っておられる方がおられると思うのです。手続きがちょっと分かりにくいところがあるので、今の保険証が全然使えなくなるのかというところを丁寧に説明をしていただいて、問合せも今度は12月が近づいたらどんどん出てくると思うのですよね。その辺のところの対応は十分していただきたいと思うのですが、その辺どうですか。

委員長（下垣内和春君） 市民課長。

市民課長（大森宏一君） 今後どのようなことになるかという御質問でございます。

今の現行の紙の保険証がなくなった場合につきましては、基本的には資格確認書というものをそれぞれ対象者の皆様にお送りしまして、それをもって医療機関等を受診していただくような形になりますので、そのことを周知徹底して、ぜひ安心して医療機関等を受診していただくようお願いしたいと思います。

それから、今の保険証につきましては、基本的には有効期限がありますので、そのときまではマイナ保険証があったとしてもなかったとしても使えるという形になります。

以上でございます。

委員長（下垣内和春君） よろしいですか。

委員（今田佳男君） いいです。

委員長（下垣内和春君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

議案第54号竹原市国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（大森宏一君） 議案第54号竹原市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

議案等補足説明資料の2ページをお開きください。

先ほどの説明と重複しますが、令和5年6月9日に公布されましたマイナンバー法等の一部を改正する法律が令和6年12月2日から施行され、現行の保険証が廃止となり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することとなります。このため、国民健康保険の被保険者証に関しても規定している竹原市国民健康保険条例についても改正が必要となるものでございます。

改正内容につきましては、条例第12条中における引用条項及び文言の整理を行うもので、議案参考資料26ページに掲載しております新旧対照表のとおり改正するものでございます。

次に今後の対応やスケジュールですが、本年8月1日に最後の保険証の一斉更新を行い、対象者の方に保険証をお送りしております。この現行の保険証につきましては、令和

7年7月31日まで1年間使用できますが、今年の12月2日以降は保険証の新規発行は行いません。よって、この日以降、マイナ保険証を所持していない方で新規に資格を取得、あるいは紛失等により保険証を求められる方につきましては、資格確認書を交付するという対応となります。現行保険証の有効期間満了となります令和7年8月1日以降も同様の取扱いとなります。

なお、マイナ保険証をお持ちの方につきましては、申請により資格情報のお知らせを交付予定としております。

本条例改正の施行日は、令和6年12月2日となります。

議案第54号の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

議案第56号竹原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

地域支えあい推進課長。

地域支えあい推進課長（広近 撰君） 地域支えあい推進課長の広近でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第56号竹原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案につきまして御説明申し上げます。

議案書の27ページ、議案参考資料31ページとなります。

議案参考資料のほうで説明をさせていただきますので、議案参考資料の31ページを開きください。

本案につきましては、生活保護法の一部が改正され、進学準備給付金が進学・就職準備給付金に拡充されたことに伴い、竹原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の規定について、進学準備給付金を進学・就職準備金に字句の修正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、生活保護法が一部改正され、進学準備給付金の対象が高等

学校等を卒業後に就職する者にも拡充されたことに伴い、生活保護受給者と同様に生活保護を受給している外国者に対して、生活保護法の取扱いに準じた保護に関する事務を行うために、当該者の個人番号の独自利用事務を定めた規定中、就学準備給付金を就学・就職準備給付金に改めるというものでございます。

議案参考資料３２ページから３５ページに新旧対照表を掲載をさせていただいております。

施行期日においては、公布日となっております。

根拠法令ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第９条となります。

議案第５６条の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

副委員長。

副委員長（蕎麦田俊夫君） 生活保護制度なのですけれども、これは日本国憲法にあります生存権に基づいたものでありまして、対象者は日本国民のみと理解をしているのですけれども、この中に外国人にも生活保護受給権があるということの説明でありますけれども、この理由を御回答いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長（下垣内和春君） 地域支えあい推進課長。

地域支えあい推進課長（広近 摂君） 外国人にも生活保護を支給される理由ということなのですが、生活保護制度というのが、憲法で定める健康で文化的な最低限度の生活を保障し、生活に困窮した人々の自立した生活ができるように援助するという制度となっております。この法律は、生活保護法第１条に目的としまして、日本国憲法第２５条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とすると明記されております。先ほど、外国人にも生活保護を支給する理由についての御質問についてですが、外国人は厳密には生活保護法の対象ではございませんが、昭和２９年５月８日社発第３８号厚生省社会局長通知に基づき、生活に困窮する外国人に対して生活保護の決定実施の取扱いに準じて必要と認める保護を行うこととされていることから、外国人に対しても生活保護法に準じ、生活に困窮している外国人にも日本人と同様に生活保護

費を支給することとなっております。

なお、生活保護を受給することができる外国人の在留資格なのですが、永住者、定住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、特別永住者、難民認定された者となっております。令和6年8月31日現在で、竹原市で生活保護を受給している外国人世帯は1世帯でございます。

以上です。

副委員長（蕎麦田俊夫君） ありがとうございます。

委員長（下垣内和春君） 副委員長、よろしいですか。

副委員長（蕎麦田俊夫君） 結構です。

委員長（下垣内和春君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

議案第60号令和6年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（大森宏一君） 議案第60号令和6年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

議案等補足説明資料の3ページ、4ページをお開きください。

例年議会に補正をお願いしております令和5年度国民健康保険特別会計における精算でございます。

まず、歳出から御説明させていただきます。

昨年度、令和5年度において、広島県から国民健康保険保険給付費等交付金を受けております。この交付金事業は、特定健診、いわゆる健康診断に係る費用でございます。

令和5年度の特定健診受診者につきましては、当初1,823名を見込んでおりました。はがきによる通知やチラシの配布などにより、受診者数の増加に努めましたが、実際には1,515名の受診結果となり、実績報告により308名分の交付金相当額である合計395万8,000円を返還するものであります。

次に、歳入でございます。

返還の財源として既に広島県から交付金を受けておりますので、昨年度決算からの繰越

可能額のうちから３９５万７，０００円を充当し、今年度の予算１，０００円と合わせて、総額３９５万８，０００円とするものです。

以上により、歳入歳出それぞれ３９５万７，０００円の補正額を計上するものであります。

議案第６０号の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

議案第６１号令和６年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

地域支えあい推進課長。

地域支えあい推進課長（広近 摂君） 議案第６１号令和６年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第１号）について、その内容を御説明いたします。

介護保険特別会計の補正につきましては、保険給付費の精算に伴う返還金等を追加する内容となっております。

市民福祉部の議案等補足説明資料の７ページをお開きください。

まず、歳入について御説明いたします。

１番の繰越金ですが、前年度繰越金５，０９８万２，０００円を追加するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

１番の介護給付費準備基金積立金１７９万９，０００円を追加するものでございます。その次に、諸支出金、過年度返還金４，９１８万３，０００円を追加するものでございます。

資料については、５ページのほうへお戻りいただいております。

それぞれについて詳細に御説明をさせていただきます。

まず、歳入の１、繰越金でございます。

令和５年度介護保険特別会計におきまして、決算により繰越金が生じたため５，０９８

万2,000円を追加するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

1、介護給付費準備基金積立金につきましては、後ほど御説明させていただきます。

先に、2の過年度返還金のほうについて御説明させていただきます。

令和5年度介護給付費交付金及び地域支援事業交付金の精算に伴い、返還額が生じたため4,918万3,000円を追加するものでございます。

返還金の内容につきましては、5ページ下段から6ページにかけて返還金の内訳を記載させていただいております。

返還金の内訳のアの介護保険給付費負担金とイの地域支援事業費を合わせて国庫負担分として3,658万9,000円、県負担金としまして395万1,000円、支払基金分としまして837万3,000円、総額4,918万3,000円を追加するものでございます。

5ページの中段にお戻りいただきまして、介護給付費準備基金積立金でございます。

ここまで歳入と歳出で御説明いたしました介護特別会計予算の補正に当たり、歳入と歳出の均衡を図るため179万9,000円を増額するものでございます。

以上により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,098万2,000円を追加し、令和5年度介護保険事業費総額33億6,592万円となる内容となっております。

令和6年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第1号）については以上でございます。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

説明員を入れ替えますので、暫時休憩いたします。

午前10時17分 休憩

午前10時18分 再開

委員長（下垣内和春君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

議案第55号竹原市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

都市整備課長。

都市整備課長（広近隆幸君） それでは、失礼します。

議案参考資料のほうで説明させていただきたいと思います。

27ページのほうをお開きください。

議案第55号竹原市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案。

まず1番に、提案の要旨ですが、竹原市市営住宅長寿命化計画において、用途廃止の方針が決定している上市住宅について、こちらのほう令和5年度に全入居者の移転が完了しておりまして、残っていた2棟につきましても本年8月に建物を解体したことに伴いまして、上市住宅の用途廃止を行うものであります。

2番目の改正の内容につきましては、次の28ページをお開きください。

こちら別表になりますが、条例の別表として住宅の名称と位置を定めた表となっております。

このうち右側の表になりますが、改正前でありますウの上から5段目、上市住宅、位置のほうが本町4丁目8番14号、こちらのほうを用途廃止するというものでございます。

ページのほう、また27ページのほうへお戻りください。

3番、施行期日ですが、令和6年10月1日といたしております。

根拠法令につきましては、地方自治法第244条の2及び公営住宅法第48条となっております。

説明については以上となります。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） それでは、ここで委員による質疑を一旦保留し、暫時休憩いたします。

説明員は退席願います。

午前10時21分 休憩

午前10時22分 再開

委員長（下垣内和春君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

それでは、委員間討議を始めます。

まず、第117条第1項の規定による委員外議員の出席、または第2項の規定による委員外議員の発言について要求のある方の申出をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） 申出がありませんので、付託議案についての委員間討議を始めます。

これまでの質疑、答弁を踏まえ、各議案に対する意見、疑問点、追加の質疑の必要性等発言がありましたら、挙手の上、追加の質疑はありませんか、お伺いいたします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） 以上をもって本委員会の付託議案に対する質疑を終結いたします。

説明員を入室させますので、暫時休憩いたします。

午前10時23分 休憩

午前10時24分 再開

委員長（下垣内和春君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

これより本委員会への付託議案について順次討論、採決に入ります。

なお、討論、採決の順序につきましては、議案番号順に執り行ってまいります。

議案第51号広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） 確定しました。御着席ください。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第54号竹原市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について、

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

確定しました。御着席ください。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第55号竹原市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） 確定しました。御着席ください。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第56号竹原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

確定しました。御着席ください。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第60号令和6年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） 確定しました。御着席ください。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第61号令和6年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） 確定しました。御着席ください。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

当委員会に付託された議案は全て議了いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決した本委員会への付託議案に対する委員会報告書につきましては、本日の議決結果を報告することといたします。また、本会議での委員長報告の内容につきましては委員長に御一任を願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、併せて議決事件の字句等の読み違いについては、後刻、委員長において調整いたしますので、御了承願います。

それでは、その他の事項に参ります。

説明員を入れ替えます。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 28 分 休憩

午前 10 時 29 分 再開

委員長（下垣内和春君） 休憩を閉じて会議を再開します。

市民福祉部から報告が 2 件ありますので、これを受けたいと思います。

市民福祉部長の発言を許可します。

市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 本日はお忙しいところ引き続きお時間をいただきましてありがとうございます。

市民福祉部からその他事項として 2 点御報告させていただきます。

それでは、担当課長のほうから説明をさせていただきます。

委員長（下垣内和春君） 地域支えあい推進課長。

地域支えあい推進課長（広近 摂君） それでは、令和 6 年所得税・住民税定額減税の調整給付について御説明申し上げます。

資料としましては、議案等補足説明資料の 8 ページ、9 ページとなります。

議案等補足説明資料にて御説明させていただきますので、まず議案等補足説明資料の 8 ページお開きください。

令和 6 年所得税・住民税定額減税の調整給付について御説明いたします。

概要といたしまして、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として、令和 6 年度において減税対象人数 1 人につき 4 万円、内訳としまして、所得税分が 3 万円、住民税所得割額分 1 万円の定額減税が実施されております。

このたびの調整給付では、令和 6 年度の住民税課税情報等に基づき、定額減税し切れないと見込まれる者に対して、当該定額減税し切れない額を 1 万円単位に切り上げて給付するものでございます。

2 の内容としまして、支給対象は定額減税可能額が令和 6 年分推計所得税額（令和 5 年分所得税額）または令和 6 年度個人住民税所得割額を上回るものとしております。令和 6 年分推計所得税額とは、令和 6 年分が確定していないため、令和 5 年分の所得税額としております。令和 5 年分所得税額及び令和 6 年度個人住民税所得割額は、定額減税額が引き

切れないと見込まれる者に対して給付するものであります。これまでの給付金は世帯単位で支給しておりましたが、このたびの調整給付では個人単位として給付いたします。

定額減税可能額についてですが、所得税分は1人3万円、個人住民税所得割額は1人1万円にそれぞれ減税対象人数を掛けた金額となります。減税対象人数とは、納税者本人と控除対象配偶者と扶養親族の数を足したものになります。

(3)の調整給付の額ですが、次の下の①と②の合算額となり、合算額を1万円単位に切り上げて計算します。

①として、所得税分定額減税可能額から令和6年分推定所得税額を引いた額と、②として、個人住民税所得割額分定額減税可能分から令和6年度個人住民税所得割額を引いた額、つまり①と②を合算し、1万円に切り上げた額を調整給付額として給付いたします。

なお、令和6年分所得税額が、令和5年分所得税額より減少した場合等になれば、令和6年分所得税額が確定後、不足額給付として追加で給付する見込みとなっております。

(4)の事務処理基準日ですが、令和6年8月13日となっております。

この事務処理基準日は、調整給付のデータを最新の課税情報を取り込んだ日とさせていただきます。

(5)財源につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、10分の10、全額国庫負担となっております。

3の支給見込額ですが、調整給付対象者を4,298名、支給見込額は1億7,137万円を見込んでおります。

令和6年度当初予算には、令和6年度新たな住民税非課税世帯及び住民税均等割額の2世帯と、それぞれの世帯の子供加算と今回の調整給付金を含めて計上しておりましたが、調整給付支給見込額を算出した結果、1億2,100万8,000円の不足が生じたため、9月の定例会で補正予算として計上させていただいております。

裏面の9ページをお開きください。

今後のスケジュールの予定ですが、1、令和6年7月上旬から8月にかけてシステム改修を実施しております。

2、令和6年8月13日を事務処理基準としまして、税務課にて課税情報等を抽出し、対象者数及び調整給付額を算定いたしました。

(3)補正予算の議決後以降、対象者へ通知書の発送を予定しております。

(4) 令和6年10月上旬頃、振込口座変更等の内容確認が終わり次第、指定されている口座へ振込む予定であります。

周知につきましては、市のホームページ及び広報10月号へ掲載するなど、努めてまいりたいと思います。

令和6年所得税・住民税定額減税の調整給付につきまして、説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、次の報告に移ります。

担当課から説明を求めます。

健康こども未来課長。

健康こども未来課長（住田昭徳君） 続きまして、健康こども未来課から児童手当・児童扶養手当制度の拡充につきまして報告をさせていただきます。

同じく資料の10ページを御覧ください。

1の概要でございます。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に基づき、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子供、子育て世帯を対象とする支援をする中で、児童手当・児童扶養手当を拡充するものでございます。

この法改正は、こども・子育て施策を抜本的に強化する内容であり、こども未来戦略加速化プランに盛り込まれた施策を着実に実行するものとして、主には児童手当並びに児童扶養手当の拡充について改正が行われたものでございます。

次に、それぞれの拡充内容でございます。

(1) の児童手当分でございます。

児童手当法の改正に基づき、令和6年12月支給分、これは中身は令和6年10月分ですけれども、そこから児童手当制度が拡充する内容となってまいります。

改正内容としましては①から④まででございます。

まず、①の所得制限の撤廃ですが、支給要件に係る所得制限の撤廃、それから一定所得以上の者に対する特例給付の廃止ということでございます。

②支給対象年齢の引上げでございます。

支給期間を18歳年度末、いわゆる高校生の年代までに拡充するものでございます。現行としましては15歳の年度末までとなっております。

3の多子加算の拡充でございます。

これには以下アからウまでの項目が、まずございます。

アとしまして、多子加算の適用範囲の拡充でございますが、そもそも加算となる対象児童の範囲としまして0歳から18歳年度末までの拡充となっております。現行は3歳以上小学校修了前まででございます。

それから、イ、手当額の増額でございます。3万円に増額となります。現行としましては1万5,000円となっております。

それから、ウでございます。第3子以降のカウント方法の変更でございます。これは、第3子にそもそも該当するかどうかにつきまして、第1子目をどこからカウントするかといったことでございます。22歳の年度末、これは大学生以外の方も含む内容となりますけれども、そこまでに拡充となります。現行につきましては18歳年度末までとなっております。

④支給回数の変更でございますが、これは支給月を年6回、偶数月でございますが、こちらのほうに変更するといった内容です。現行は年3回、2月、6月、10月となっております。

なお、下記に表として現状と拡充案のほうを記載させていただいております。

次に、(2)児童扶養手当分でございます。

児童扶養手当法の改正に基づき、令和7年1月支給分、内容的には令和6年11月分からとなりますが、そこから児童扶養手当制度が拡充する内容となっております。

改正内容としましては①と②になります。

まず、①所得制限、これは限度額の引上げでございます。全部支給、いわゆる一部支給停止が開始となる額でございますが、こちらのほうが190万円までに拡充されると。現行は160万円というふうになっております。

それから、一部支給のほうでございますが、こちらは支給停止となる額のところでございますが、385万円まで拡充されると。現行は365万円となっております。

これらの背景としましては、自立を下支えする観点からそれぞれ所得限度額が引き上げられており、結果、一部支給から全部支給、それから一部支給が増額される方、それから

支給停止から一部支給など、いわゆる該当者の増が見込まれるといったことでございます。

なお、今申し上げたそれぞれの金額につきましては、年収ベース、子供が1人の場合のモデルケースでお示しをさせていただきました。

それから、②の多子加算の拡充でございます。

第3子以降の加算額を第2子の加算額と同額とする内容でございます。1万750円に拡充されます。現行は6,450円でございます。

これらの手当てにつきましても、下記の表に現状と拡充案として記載をさせていただいております。

次に、3、影響額でございます。

このたびの拡充等により、どのくらいの方々あるいは金額が増額となってくるのか、あくまでも概算ではございますけれども、現時点で分かる範囲内で記載をさせていただきました。

(1) 児童手当分でございます。

まず、所得制限それから特例給付の廃止によるものとして、対象児童としましては、およそ249人、金額は最終的には前後してまいりますけれども249人、1か月当たり33万5,000円が増額になるのではないかというふうに見込んでおります。

それから、②支給対象年齢の引上げによるものとして、対象児童が530人、1か月当たり680万円の増額ではなかろうかというふうに見込んでおります。

それから、③多子加算の拡充なのですけれども、こちらにつきましては家族構成によりそれぞれ異なります。よって、現時点ではその数字がまだ確定しておりませんので、試算は不能というふうに判断しております。なお、影響につきましては、さほど大きいものではないのではないかというふうには見込んでおります。

この後御説明いたしますけれども、該当と思われる方につきましては、それぞれ申請をしていただくという形で後ほど確定してまいるといった形でございます。

それから、(2) 児童扶養手当分でございます。

こちらのほうの所得制限の拡充によるものとして、これは8月に毎年現況届というのを受付をしております。今現在、一旦は終了しておりますけれども、こちらのほうの受付を終了し、審査完了後に件数、金額を確定しておりますので、今現在申し上げることができません。

それから、②多子加算の拡充によるものとしましては、対象児童が昨年と同様に同じように推移したならばという仮定でございますが、23人、月として9万9,000円ほど増えるのではなかろうかというふうに見込んでおります。

それから、4、取組状況でございます。

まず、①の児童手当分でございます。

これは、8月下旬、先週の30日、ちょうど金曜日だったのですが、こちらのほうに現在の児童手当の受給者の方、それから高校生年代の児童のみを養育されている世帯、それから所得超過でそもそも支給対象になっていなかった方等について、一旦全ての方に手続等についての御案内を郵送させていただきました。台風の影響で実際に配達できたのが、週を明けまして今週の月曜日に郵便局に持って行きましたので、恐らく水曜日あたりぐらいから届いているのではないかというふうに思っております。

それから、9月30日、いわゆる9月の1か月間かけまして受付期限とさせていただいております。その中で、全ての方ではないのですが、御自身が該当と思われる方については必要書類を提出していただくという方式にさせていただいております。それから、10月になりまして、審査、認定を行って、12月に制度改正の支給ということになるのですが、かなりの額が予想されますので、今後の今年度の予算額を確保するために、12月に議会に補正予算の計上を予定させていただいているといった形になります。

それから、2の児童扶養手当分でございます。

こちらは先ほど申し上げましたように、もう8月末までで現況届の一旦提出期限を締めております。9月で現在もう審査、認定を行いまして、これは今度1月になりますけれども、制度改正後の初回の支給が開始されるといった形です。額につきましては、年額の中でこれを行ってまいりますので、実は年額としてはかなりの枠がございますので、もしその額にかなりの大きな変動があった場合に12月議会にまた同じく補正予算として計上させていただければというふうに思っております。

最後に、5の周知方法でございます。

児童手当並びに児童扶養手当につきましては、広報、ホームページ、それからタネットより周知を既に行っております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございました。

ただいまの説明に対し、質疑はございませんか。

吉田委員。

委員（吉田 基君） 計算式がよく分からないのだけど、児童手当の報告、例えば5人家族で子供が22歳までとして、ばらばらのんだけど、制度としてどのくらい加算されるのかなという、だからこれで計算していけばいいわけだろうけど、前の制度と計算していたら分からないようになったから聞いているのだけど。

委員長（下垣内和春君） 健康こども未来課長。

健康こども未来課長（住田昭徳君） どのぐらいの加算ということで、全てトータルということになりますと、いろんな年代に応じて額も変わりますので、ちょっとそれは難しいのですが、今まで児童手当というのは中学生の方までが対象であったということが高校生まで広がりますので、高校生になる方の対象分というのは今までなかったわけです。その方については、例えば1人当たり1万円が入ってくるという形になります。これが大きくあるということと、第3子がいた場合の加算、これが1万5,000円というのが今までありました。これが額にして3万円ですから倍増にはなります。しかも、この1万5,000円の3子に該当する年代層もほぼ未就学児のところでしたので、限定されていたと、そこが今度は18歳までに広がるということがまずあります。かつ、その3子目というのが、1子、2子、3子というふうにカウントするわけですから、1子のカウントが今までは18歳になった3月31日までの方から1子、2子、3子と数えていた。ここが、今度は22歳になった3月31日、いわゆる大学生を卒業しての最後の3月31日、大学生の方もいらっしゃれば、そこからカウントして3子目の方が18歳以下の方がいらっしゃれば、そこに加算額が上乗せされるといったちょっと複雑な内容でございますので、その加算額が家族構成によって全部違いますので、なかなか申し訳ないです、加算額の合計というのは出にくいかなというふうに思っております。

委員長（下垣内和春君） 吉田委員。

委員（吉田 基君） 拡充額のほうでいくと、例えば3人の家族でゼロ歳から2歳までが1万5,000円、そういうふうに3子以降、この表の見方なのだけど、全員に3人とも3万円くれるのですか。そうではないのでしょ。ではなくて、所得……。

委員長（下垣内和春君） その説明させます。

健康こども未来課長。

健康こども未来課長（住田昭徳君） 3子以降の加算額につきましては、3子のみです。

委員（吉田 基君） 3子だけ。

委員長（下垣内和春君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、説明員は退席して結構でございます。ありがとうございます。

暫時休憩しましょうか。暫時休憩。

午前１０時４９分 休憩

午前１０時５０分 再開

委員長（下垣内和春君） それでは、休憩を閉じて次に参ります。

閉会中の継続審査の申出についてであります。次回定例会までの間、当委員会として集中的に継続調査を行わなければならない事件として、別紙のとおり申し出るように考えております。

今回は、個別案件に行政視察の項目等も掲載する必要があるため、（４）から（８）を加えております。

また、（３）につきまして、最近大変話題になっております本郷の処分場のことについても視察を考えてみたいと思っております。そこらを含めて、このようにしたいと思しますので、委員の皆様から何か御質問等ございますか。

宇野委員。

委員（宇野武則君） 時期について、方法等については正副委員長で協議して示してください。

委員長（下垣内和春君） 分かりました。

委員（宇野武則君） 視察、現場を見るのだから、お願いしておきます。

委員長（下垣内和春君） それと、昨日、総務文教委員会で防犯カメラのことにつきまして、閉会中でやっていこうということになりましたので、他の委員会のことですが、委員さんの方も協力していただけるようお願いをしたいと思います。

ほかに、委員の皆様におかれまして継続審査、調査について意見なり御要望はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、別紙のとおり議長に申し出ることに對し、異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） 異議なしと認めます。よって、このように決しました。

以上で本日の予定を終了いたしました。

その他、委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようでしたら、以上をもって民生都市建設委員会を閉会いたします。

午前１０時５３分 閉会